

2019年5月10日

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

石原産業株式会社

当社は、取締役会の機能の向上を図ることを目的として、当社「取締役会評価に関する規程」に基づき、2018年度の実効性について分析・評価を実施致しましたので、下記の通りその概要を開示いたします。

記

1. 取締役会全体の実効性の評価の実施について

当社はコーポレートガバナンス・コードに対応し、取締役会の機能向上を図るため、2015年12月、当社取締役会の下に、社外取締役および監査役で構成される評価委員会を設置致しました。2016年度以降、同委員会は、取締役会の運営、議論等の状況を毎年評価し、取締役会全体の実効性について取締役会に意見を述べるものとし、これを受けて、取締役会は、評価結果を決定し、その概要を公表することとしています。2018年度についても、本方針に基づき、取締役会全体の実効性の評価を行いました。

2. 評価の方法

評価委員会は、作成した質問票(8部門、質問項目42項目)をすべての取締役および監査役に配付し、回答を得て、その回答内容について、社内取締役5名に対するインタビューを実施しました。これらを踏まえて評価委員会は取締役会全体の実効性を分析・評価し、結果を取締役に報告しました。この報告に基づき、当社取締役会は取締役会全体の実効性に関する評価結果を決定致しました。

3. 取締役会全体の実効性に関する分析および評価の結果

取締役会の構成、取締役会の運営、取締役会の議題、取締役会を支える体制、各取締役の自己評価、取締役会議事録、前年度評価からの取組み課題達成度、取締役会全体の実効性の確保の8部門全てにおいて、2017年度との対比で達成度は上昇しました。取締役会全体の実効性の確保については、2017年度は70%でしたが2018年度は80.5%となり、2016年度の81.2%よりは若干低いものの実効性は確保されているという評価となりました。

これまでの取組みにより一定の成果も認められますが、未だ評価の低い項目もあるため、2019年度は、担当役員を中心に、取締役会として、2018年度の評価が低い課題への取組みを中心に継続的な課題である経営戦略の大きな方向性、将来へのビジョンの議論のあり方を含む次の9項目の課題について取り組むべきであることを確認致しました。

- ① 経営会議の資料、説明は、取締役会において自由、活発な討議がなされるよう工夫する。
- ② 取締役は、自らの役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得等、研鑽に努め、他の取締役の職務執行に対し、十分監督するとともに、内部監査室による内部監査等の結果を活用し、自分の担当分野のみならず、経営全般への関与を果たすよう積極的に発言、行動する。
- ③ 報告事項を効率的に整理する。
- ④ 議案は、決議を求める事項を明確に記載し、資料は、配付時期を早め、付議内容が一読して明白なものになるよう工夫するとともに、決議の判断に必要な資料を十分添付する。
- ⑤ 議案は、時期を逸しないよう提案し、担当取締役は、メリットだけでなく、リスクについても十分説明し、個々の議題について、当社の事業に影響する主要なリスクも含めて活発で充実した議論を行う。
- ⑥ 中期経営計画、年度経営目標の進捗等は勿論、コンプライアンス・財務報告に係る内部統制・リスク管理体制の各整備・運用についても適切に報告・議論する。
- ⑦ グループ会社の経営に関する監督に積極的に取り組む。
- ⑧ 経営企画部門を中心に、役員の資質の向上、知見を深めるためのアクションプランを策定し、これを実現するための研修の場を設け、会社の長期的課題について、集中的に討議する。
- ⑨ 取締役会と経営会議の位置付け、役割分担を明確にし、中期経営計画、年度経営目標など経営戦略の大きな方向性を示す議題、将来へのビジョンについて、いずれにおいても自由、活発な討議がなされるよう工夫する。

4. 今後の取組みについて

当社取締役会は取締役会全体の実効性に関する分析及び評価の結果を踏まえ、取締役会全体の実効性を高めるため、上記課題に取り組んでまいります。

以上